

# 評 価 実 施 手 引 書

分野別教育評価「法学系」

(平成13年度着手分)

機構評価者用

平成14年1月

大学評価・学位授与機構

## はじめに

この評価実施手引書は、大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が実施する分野別教育評価「法学系」において、評価の担当者（大学評価委員会委員，専門委員及び評価員）が用いるものである。

本手引書は、評価担当者が、大学評価の意義と方法の十分な把握と共通理解の下で職務を遂行できるよう取りまとめたものであり、「序章 平成13年度に着手する大学評価の実施方針」では、平成13年度に着手する大学評価の基本的な枠組を示した評価実施要綱（『平成13年度に着手する大学評価の内容・方法等について』）の第1章を抜粋したものを掲載しており、「第1章 分野別教育評価「法学系」の対象組織及び実施体制等」，「第2章 分野別教育評価「法学系」の評価プロセス」及び「第3章 分野別教育評価「法学系」の評価内容」では、機構が行う分野別教育評価「法学系」の基本的な評価の内容・方法等を、「第4章 分野別教育評価「法学系」の評価方法（1）- 書面調査」，「第5章 分野別教育評価「法学系」の評価方法（2）- 訪問調査」及び「第6章 評価報告書原案の作成」では、評価担当者が評価を行う際のマニュアルとして、具体的な評価内容・方法等について記載している。

なお、本手引書案は、今後、実際の評価作業の実施に当たり、十分活用できるものとなるよう、内容の充実に向けて検討することとしている。

また、機構では、本手引書の他に、機構の評価の一環として各大学が自己評価を行うための実施要項（『自己評価実施要項』）を作成している。

本手引書は、機構の評価担当者が用いるものであるが、評価の透明性を確保する観点から、機構のホームページ（<http://www.niad.ac.jp/>）に掲載することとしている。

# 目 次

はじめに	i
序 章 平成13年度に着手する大学評価の実施方針	
評価の目的	1
評価の基本的な方針	1
1 複数の評価手法に基づく多面的な評価	1
2 目的及び目標に即した評価	2
3 自己評価に基づく評価	3
4 意見の申立て	3
5 評価システムの改善	3
区分ごとの評価の対象	3
評価の対象時期	4
評価の実施体制	4
評価のプロセス	5
評価の結果と公表	6
情報公開	6
第1章 分野別教育評価「法学系」の対象組織及び実施体制等	
対象組織	7
実施時期	7
実施体制 - 専門委員会及び評価チーム	7
1 法学系教育評価専門委員会	7
2 評価チーム	8
第2章 分野別教育評価「法学系」の評価プロセス	
教育目的及び目標の事前調査	9
評価のプロセス	9
1 専門委員会における評価のプロセス	9
2 評価チームにおける評価のプロセス	9
3 評価のプロセスの全体像	10
第3章 分野別教育評価「法学系」の評価内容	
評価の対象となる活動	12
評価の内容	12
1 評価項目の内容	13
2 「特記事項」についての所見	14
第4章 分野別教育評価「法学系」の評価方法(1) - 書面調査	
書面調査の実施体制及び方法	15
1 書面調査の実施体制	15
2 書面調査の実施方法	15
教育目的及び目標の明確性, 具体性の確認	15
1 明確性及び具体性の確認と再提出	15
2 教育目的及び目標の確認に当たっての視点	16
評価項目ごとの評価	18
1 書面調査による評価	18
2 評価の観点設定及び観点ごとの評価	18
3 評価項目の要素ごとの評価	19
4 評価項目ごとの水準の判断	20
5 「特に優れた点及び改善点等」の判断	21
特記事項についての所見	21
書面調査段階での評価案の整理	21

評価項目ごとの評価の観点例及び水準の記述方法等	-----	2 2
1 教育の実施体制	-----	2 2
2 教育内容面での取組	-----	2 4
3 教育方法及び成績評価面での取組	-----	2 6
4 教育の達成状況	-----	2 8
5 学習に対する支援	-----	3 0
6 教育の質の向上及び改善のためのシステム （目標設定 実施 点検・評価 改善の仕組）	-----	3 1
<b>第5章 分野別教育評価「法学系」の評価方法（2） - 訪問調査</b>		
訪問調査の事前準備	-----	3 2
1 訪問調査チームの編成	-----	3 2
2 訪問調査の実施日程の決定及び通知	-----	3 2
3 調査内容等の決定及び通知	-----	3 2
訪問調査の実施方法及び内容	-----	3 3
1 訪問調査の実施方法	-----	3 3
2 訪問調査の内容	-----	3 3
訪問調査チーム会議による評価案の検討	-----	3 5
評価内容の概要に対する意見聴取	-----	3 5
調査結果報告の取りまとめ	-----	3 5
訪問調査日程例	-----	3 6
<b>第6章 評価報告書原案の作成</b>		
評価報告書原案の構成	-----	3 7
評価項目ごとの評価結果の記述	-----	3 7
評価結果の概要の記述	-----	3 8
特記事項についての所見の記述	-----	3 8
評価報告書原案の取扱い	-----	3 9
資料1 平成13年度着手の評価対象機関・組織一覧	-----	4 1
資料2 平成13年度に着手する分野別教育評価「法学系」実施 に係るスケジュール	-----	4 3
資料3 評価報告書イメージ	-----	4 5
資料4 大学評価関係法令等	-----	4 7
資料5 委員名簿	-----	4 9
(1) 大学評価委員会	-----	4 9
(2) 法学系教育評価専門委員会	-----	5 0

## 序章 平成13年度に着手する大学評価の実施方針

本章は、平成13年度に着手する大学評価の全体の基本的、共通的事柄について記載したものである。内容は、機構で別途作成した「平成13年度に着手する大学評価の内容・方法等について」の第1章と同じものである。

### 評価の目的

機構は、国立学校設置法に基づき、大学等（大学及び大学共同利用機関をいう。以下同じ。）の教育研究水準の向上に資するため、教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供するとともに、広く社会に公表することを業務にしている。

機構の実施する評価は、同法の趣旨を踏まえ、各大学等が競争的環境の中で個性が輝く機関として一層発展するよう、次のことを目的にしている。

教育活動、研究活動、社会貢献活動など大学等の行う諸活動（以下「教育研究活動」という。）について多面的な評価を行い、評価結果を各大学等にフィードバックすることにより、各大学等の教育研究活動の改善に役立てること。

大学等の教育研究活動の状況や成果を多面的に明らかにし、それを社会に分かりやすく示すことにより、公共的な機関として大学等が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

### 評価の基本的な方針

#### 1 複数の評価手法に基づく多面的な評価

機構は、評価の目的に沿って、各大学等の教育研究活動の個性化や質的充実に向けた主体的な取組を支援・促進していくために、国際的な視点、地域社会における役割、大学改革の方向性、国内外の大学の動向などを考慮しながら、次のような複数の評価手法に基づく多面的な評価を行う。

(1) 評価は、大学等の行う多様な教育研究活動を、次の3区分により多面的に評価する。

大学等の教育研究活動の状況についての全学的な課題に関する評価(全学テーマ別評価)  
大学の各学部及び各研究科における教育活動等の状況についての評価(分野別教育評価)  
大学の各学部及び各研究科、各附置研究所その他の各研究組織並びに大学共同利用機関における研究活動等の状況についての評価(分野別研究評価)

(2) 各区分ごとの評価は、対象機関(組織)における教育研究活動の状況を適切に評価するため、複数の評価項目を設定して行う。

また、大学等から提出された「特記事項」(今後の展望など)について、機構が、機構の行

った評価の結果から見た所見を付す。

- (3) 評価の手法としては、対象機関から提出された自己評価書と併せて、独自に調査・収集する資料・データに基づき分析する書面調査の方法を用いるとともに、評価区分に応じてヒアリングまたは訪問調査を行う。

平成13年度着手の評価では、機構独自の調査・資料収集は、機構が評価する上で、大学等の自己評価で根拠とした資料・データでは不足する場合に、それらを大学に求める形で実施する。

- (4) 平成13年度に着手する評価の区分ごとの評価手法及び評価項目は、下表のとおりである。

評価区分	評価手法	評価項目
全学テーマ別評価	書面調査及びヒアリング	<b>【教養教育】</b> (1)実施体制 (2)教育課程の編成 (3)教育方法 (4)教育の効果 ----- <b>【研究活動面における社会との連携及び協力】</b> (1)研究活動面における社会との連携及び協力の取組 (2)取組の実績と効果 (3)改善のための取組
分野別教育評価	書面調査及び訪問調査	(1)教育の実施体制 (2)教育内容面での取組 (3)教育方法及び成績評価面での取組 (4)教育の達成状況 (5)学習に対する支援 (6)教育の質の向上及び改善のためのシステム
分野別研究評価	書面調査及びヒアリング (工学系は、書面調査及び訪問調査)	(1)研究体制及び研究支援体制 (2)研究内容及び水準 (3)研究の社会（社会・経済・文化）的效果 (4)諸施策及び諸機能の達成状況 (5)研究の質の向上及び改善のためのシステム

## 2 目的及び目標に即した評価

- (1) 機構の実施する評価は、大学等の個性や特色が十二分に発揮できるよう、大学等の設定する「目的」及び「目標」に即して行う。そのため、大学等の設置の趣旨、歴史や伝統、規模や資源などの人的あるいは物的条件、地理的条件さらには将来計画などを考慮して、明確かつ具体的な目的及び目標が設定されていることが前提となる。

機構では、これらのことを十分配慮して、大学等の行う教育研究活動が「目的」及び「目標」の実現に貢献するものであるか、また、当該活動の結果がそれを達成しているのかなどの視点から評価を行う。

- (2) 機構の評価における「目的」とは、大学等が教育研究活動を実施する全体的な意図を指す。

一般的には、教育研究活動を実施する上での基本的な方針、提供する内容及び方法の基本的な性格、当該活動を通じて達成しようとしている基本的な成果について示されている必要がある。

また、「目標」とは、「目的」で示された意図を実現するために設定された具体的な課題を指す。

### 3 自己評価に基づく評価

機構の評価は、大学等の教育研究活動の個性化や質的充実に向けた主体的な取組を支援・促進するものである。この目的を、透明性と公平性を確保しつつ、実効あるものとして実現していくためには、機構の示す評価の枠組みに基づき、対象機関（組織）が自ら評価を行うことが重要である。

このため、機構が実施する評価は、国立学校設置法施行規則の規定の趣旨を踏まえ、対象機関（組織）が行う自己評価の結果（自己評価書として提出され、自己評価結果の根拠となる資料・データを含む。）を分析し、その結果を踏まえて行う。

### 4 意見の申立て

機構の実施する評価においては、評価のプロセスにおいて透明性を確保するほか、評価の結果が大学等における教育研究活動の改善に役立てられるとともに、広く社会に公表されるものであることから、当該結果の正確性を確保し、確定する必要がある。

このため、機構は、国立学校設置法施行規則の規定の趣旨を踏まえ、評価結果を確定する前に、評価結果を対象機関に通知し、これに対する意見の申立ての機会を設け、申立てがあった場合には、再度審議を行った上で、最終的な評価結果を確定する。また、申立ての内容とそれへの対応は、評価報告書に記載する。

### 5 評価システムの改善

機構の評価は、平成14年度までは必要な態勢を整えるための段階的实施期間として、対象分野や対象機関数を絞って実施し、平成15年度から本格的に実施することとしている。

機構は、この段階的实施期間における評価の経験と評価を通じた各大学等における自己改革の動向等を踏まえつつ、常によりよい大学評価のシステムを求めていくことが重要であると考えている。このため、組織・運営面も含め、大学評価が開放的で進化するシステムとなるよう、その改善に努める。

## 区分ごとの評価の対象

- (1) **全学テーマ別評価**の対象となるテーマは、教育活動や研究活動のみならず、全学的な大学運営や社会貢献活動など、大学等の諸活動の多様な側面について、個別の学部や研究科等の課題

にとどまらない，大学等の全学的（全機関的）な課題とする。各年度に着手するテーマについては，大学改革の動向，社会の要請及び大学等における自己点検・評価の進捗状況などを勘案して設定する。

平成13年度に着手する全学テーマ別評価は，平成12年度着手継続分の「教養教育」及び「研究活動面における社会との連携及び協力」の2つのテーマについて実施する。

- (2) **分野別教育評価及び分野別研究評価**については，段階的实施期間において9分野を実施することとしており，平成13年度に着手する評価は，「法学系」，「教育学系」，「工学系」の3つの学問分野を対象として実施する。

## 評価の対象時期

機構の実施する評価は，大学等の現在の活動状況について行う。この場合，これまでの状況の分析を通じて行う必要がある。この評価では，原則として過去5年間の状況を対象とする。

なお，この分析の対象とする期間は，評価の区分，実施するテーマ及び分野，あるいは評価項目などの特性によっては変更されることがある。

## 評価の実施体制

- (1) 評価を実施するに当たっては，国公立大学等の関係者及び社会，経済，文化等各方面の有識者からなる**大学評価委員会**を設置する。この委員会の下に，テーマ及び学問分野ごとに，大学評価委員会の委員及びそのテーマ・分野の専門家等からなる**専門委員会**を設置する。

大学等の教育研究活動については，多面的な評価が必要であること，分野における専門領域が多様であること，さらには対象機関（組織）が多数となることなどから，必要に応じて，当該テーマ・分野の専門家を**評価員**として任命する。

対象機関（組織）ごとの評価に当たっては，専門委員会の委員（及び評価員）による**評価チーム**を編成する。なお，分野別研究評価においては，評価チームのほかに分野ごとに個別の研究活動を評価するため，各専門領域ごとに専門委員会の委員及び評価員で構成する**部会**を設置する。

- (2) 機構が行う評価をより実効性の高いものとするためには，客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を行う必要がある。このため，評価担当者が共通理解のもとで公正，適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう，大学評価の目的，内容及び方法等について十分な研修を実施する。

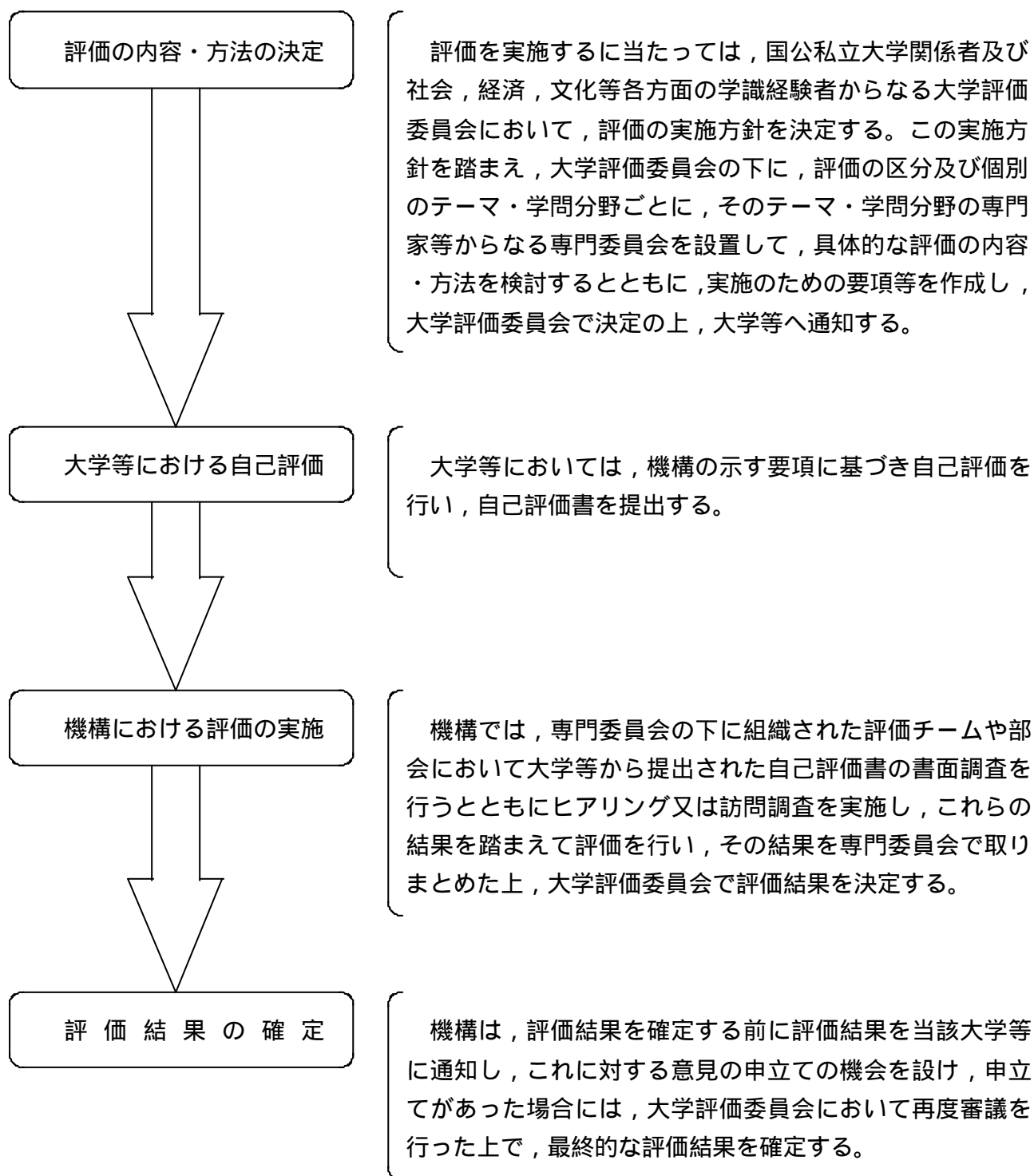
機構においては，このように十分な研修を受けた大学評価委員会の委員，専門委員及び評価員が評価を行う。



## 評価のプロセス

- (1) 機構が行う評価は、国立の大学等のうち設置者から要請のあった機関（組織）について実施する。

評価のプロセスは、以下のとおりである。



- (2) 平成13年度着手の評価は段階的实施期間中に行われるものであることから、各大学等における明確かつ具体的な目的及び目標の設定に役立てることを目的として、大学等からの自己評価書の提出に先だって評価の前提となる各大学等の目的及び目標について事前調査し、明確かつ具体的な記述の工夫の状況について整理・分析する。その結果については、全般的な傾向や特徴を含めて各大学等にフィードバックする。

ただし、全学テーマ別評価「教養教育」については、すでに実状調査を実施したので、この事前調査は行わない。

## 評価の結果と公表

- (1) 評価の結果は、評価項目ごとの評価結果及びそれらを要約した評価結果の概要並びに特記事項についての所見によって示す。

これらのうち、評価項目ごとの評価結果は、次のとおり示す。

各評価項目ごとに、取組や活動等が目的及び目標の達成にどの程度貢献しているかなどについて、取組や活動等の状況や貢献等の程度（水準）がわかる形で、根拠・理由とともに記述する。

それらの取組や活動等の中から特に優れた点や問題点等を取り上げ、根拠・理由とともに記述する。

- (2) 確定した評価結果は、対象機関（組織）の概要（現況）、目的及び目標とともに評価報告書としてまとめた上、大学等及びその設置者に提供するとともに、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表する。

## 情報公開

- (1) 機構は、社会と大学等の双方に開かれた組織であるとともに、大学評価については、常によりよいシステムとなるよう、透明性・客観性を高めることが求められていることから、評価に関して保有する情報は、可能な限り、適切な方法により提供するよう努める。

- (2) 機構に対し、評価に関する行政文書の開示請求があった場合は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（以下、「情報公開法」という。）により、個人に関する情報などの不開示情報を除き、原則として開示する。

ただし、評価対象機関から提出され、機構が保有することとなった行政文書については、情報公開法に基づき当該機関と協議の上、取扱いを決定する。

# 第1章 分野別教育評価「法学系」の対象組織及び実施体制等

本章は、分野別教育評価「法学系」の対象組織及び実施体制等について記載したものであり、「対象組織」、「実施時期」及び「実施体制」から構成されている。

## 対象組織

国立大学の法学系学部・研究科のうち、設置者から要請のあった6大学の学部及び研究科を対象とし、学部、研究科を単位として実施する。

(資料1「平成13年度着手の評価対象機関・組織一覧」参照)

## 実施時期

平成14年 1月	対象組織への自己評価実施要項の通知
平成14年 2月	対象組織への説明会の実施
平成14年 4月末	対象組織から教育目的及び目標に関する事前調査回答の提出
平成14年 4月～ 6月	回答結果の整理・分析(専門委員会)
平成14年 6月	事前調査回答結果の対象組織へのフィードバック
平成14年 5月～ 9月	評価担当者に対する研修(書面調査及び訪問調査の実施の手順、留意事項等)の実施(書面調査、訪問調査の前にそれぞれ実施)
平成14年 7月末	対象組織から自己評価書の提出
平成14年 8月～ 12月	書面調査、訪問調査の実施及び評価報告書原案の作成(評価チーム)
平成14年 12月	評価報告書原案の審議(専門委員会)
平成15年 1月	評価報告書案の取りまとめ(大学評価委員会)、評価結果を確定する前に当該対象組織に通知
平成15年 2月	対象組織からの意見の申立て
平成15年 3月	評価結果の確定(大学評価委員会)、評価結果の公表

(注) 評価全体の実施スケジュールについては、資料2「平成13年度に着手する分野別教育評価「法学系」実施に係るスケジュール」に示すとおりである。

## 実施体制 - 専門委員会及び評価チーム

### 1 法学系教育評価専門委員会

- (1) 専門委員会は、大学評価委員会が決定する基本的方針に基づき、「法学系」の教育評価を実施するのに必要な具体的内容・方法を審議するとともに、専門委員会に置かれる評価チームが取りまとめる評価報告書原案を審議する。
- (2) 専門委員会は、対象組織の教育活動等の状況や成果を多面的に明らかにするため、国公立大学の関係者及び社会・経済・文化等の各方面の有識者により構成する。さらに、当該分野の専

門家については、その分野の教育評価を実施するために必要な学問領域等を考慮した構成とする。

- (3) 専門委員会には、主査及び副主査を置き、主査は委員会の招集並びに議事の進行及び取りまとめを行い、副主査は主査を補佐する。

## 2 評価チーム

- (1) 評価チームは、書面調査及び訪問調査の結果に基づき、「評価報告書原案」を作成する。
- (2) 評価チームは、専門委員会委員及び評価員により構成し、10～11名で3チームを編成し、1チーム当たり2大学を担当する。なお、評価チームの構成員は、自己の関係する対象組織の評価に参画できない。
- (3) 評価チームには、評価チーム主査及び副主査を置き、評価チーム主査は評価チーム内の連絡調整及び機構との連絡調整を行い、評価チーム副主査は評価チーム主査を補佐する。

## 第2章 分野別教育評価「法学系」の評価プロセス

本章は、分野別教育評価「法学系」の評価プロセスについて記載したものであり、「教育目的及び目標の事前調査」及び「評価のプロセス」から構成されている。

### 教育目的及び目標の事前調査

この評価は、段階的实施期間中に行われるものであることから、対象組織における明確かつ具体的な教育目的及び目標の設定に役立てることを目的として、評価の前提となる各対象組織の教育目的及び目標についての事前調査を行う。

専門委員会においては、各対象組織からの回答結果を基に、明確かつ具体的な記述の工夫の状況について整理・分析する。その結果については、全般的な傾向や特徴を各対象組織にフィードバックする。

### 評価のプロセス

#### 1 専門委員会における評価のプロセス

- (1) 専門委員会は、書面調査の基本的な方法や手順の共通理解を図るとともに、対象組織から提出された自己評価書に基づき、教育目的及び目標の明確性、具体性について確認する。これらの確認の結果、教育目的及び目標が明確性、具体性に欠けると判断した場合には、この段階で速やかに対象組織に対して照会し、必要に応じ再提出を求める。
- (2) 専門委員会は、教育目的及び目標の明確性、具体性の確認を行った後に、自己評価書を評価チームへ提出する。
- (3) 専門委員会は、次の「2 評価チームにおける評価のプロセス」にあるように、評価チームから提出された評価報告書原案を審議・決定する。決定した評価報告書原案は、大学評価委員会へ提出する。

#### 2 評価チームにおける評価のプロセス

##### (1) 書面調査の実施

評価チームは、対象組織から提出された自己評価書（根拠となるデータ等を含む。以下同じ。）を分析・調査して書面調査を実施する。

評価チームの書面調査は、次に掲げる6つの評価項目及び対象組織から提出された「特記事項」について行う。

- 1) 教育の実施体制
- 2) 教育内容面での取組
- 3) 教育方法及び成績評価面での取組
- 4) 教育の達成状況

- 5) 学習に対する支援
- 6) 教育の質の向上及び改善のためのシステム

評価チームは、書面調査での分析・調査結果に基づき、書面調査段階での評価案を整理する。また、この評価案を踏まえた訪問調査での調査内容の検討・整理を行う。

## (2) 訪問調査の実施

評価チームは、書面調査段階での評価案を取りまとめた後に訪問調査を実施し、書面調査では知り得ない、あるいは確認できない事項について調査する。具体的には、関係者との面接調査やデータ等の収集を行うとともに、実際の教育活動等の状況を把握するため、学生や卒業者などからのヒアリングや教育指導、学習の観察などを行う。また、この時点での評価内容の概要を関係者に伝え、それに対する意見を求める。

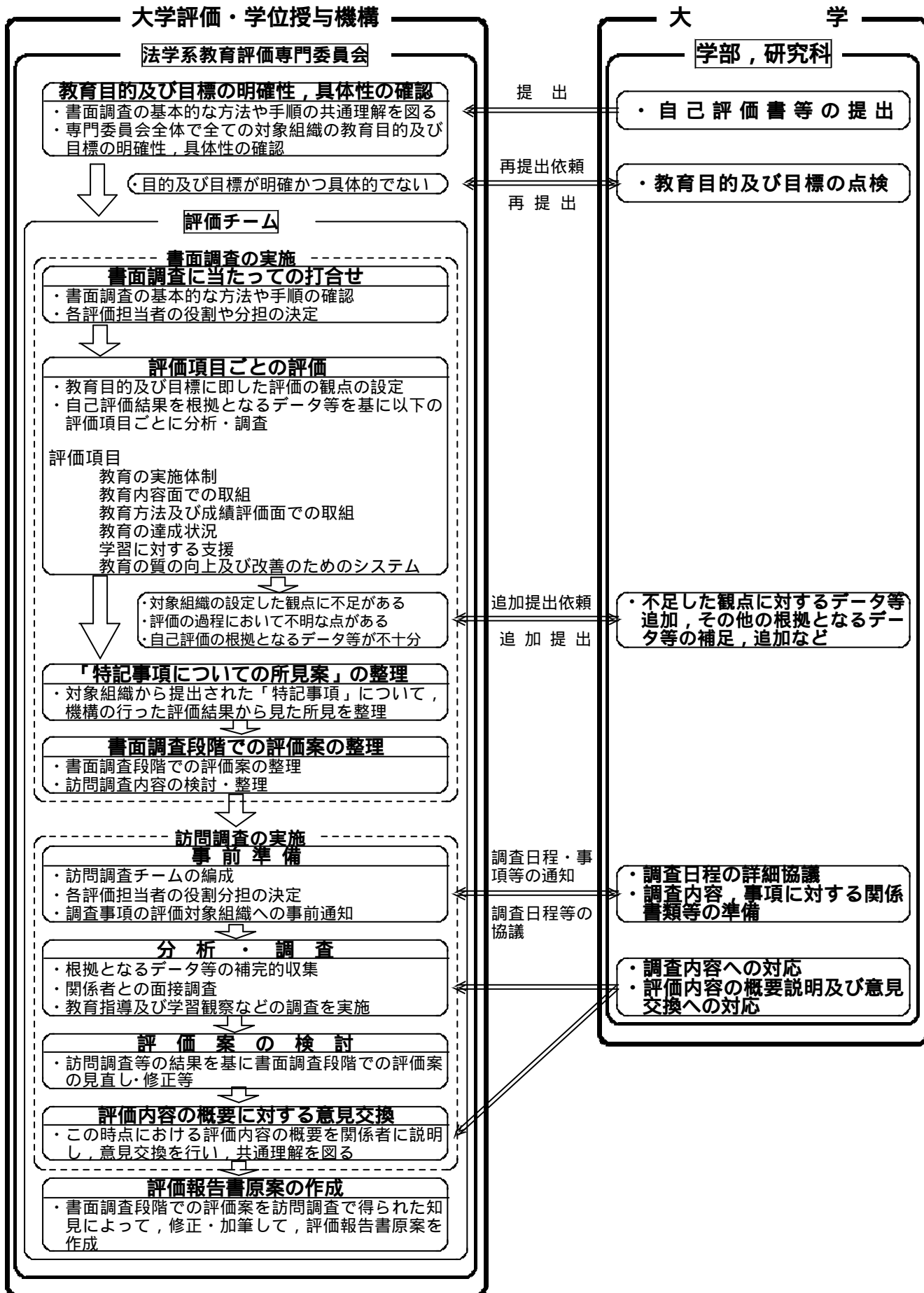
## (3) 評価報告書原案の作成

評価チームは、書面調査段階での評価案を訪問調査で得られた知見によって、修正・加筆の上、評価チームとしての評価報告書原案を作成し、当該報告書原案を専門委員会へ提出する。

## 3 評価のプロセスの全体像

分野別教育評価「法学系」における評価のプロセスの全体像は、次のページのとおりである。

# 評価のプロセス



## 第3章 分野別教育評価「法学系」の評価内容

本章は、分野別教育評価「法学系」の評価の内容について記載したものであり、「評価の対象となる活動」及び「評価の内容」から構成されている。

### 評価の対象となる活動

対象組織において行われている教育活動等は、学生に対する教育活動のみならず、社会貢献や地域社会との連携・交流など幅広く多岐にわたっている。平成13年度に機構が着手する分野別教育評価は、これらの全般的な活動を網羅的に評価するのではなく、「正規の課程に在籍している学生に対する教育活動」を対象に行う。

ただし、教育目的及び目標を達成するための教育の質的向上や改善についての取組として、「正規の課程に在籍している学生に対する教育活動」と、それ以外の諸活動を併せて評価する必要がある場合は、それに沿った評価を行う。

### 評価の内容

分野別教育評価「法学系」は、教育活動の活性化や教育の質的向上・改善などに向けた取組などについて、対象組織の教育目的及び目標に即して、次に掲げる評価項目ごとに評価を行う。また、対象組織から提出された「特記事項」についての機構の所見を付す。

これらの評価項目及びその内容は、基本的には学部、研究科の共通としているが、それぞれ固有の取組が行われており、教育活動の方針も異なるので、評価に際しては、学部、研究科それぞれに適切な観点を設定して評価を行う。

なお、学科（課程）・専攻等ごとに独自に教育目標を設定し、教育活動等が行われている場合は、当該学科（課程）・専攻等における取組や活動等の状況を明らかにした上で、学部、研究科の教育目的及び目標に照らし、総体的に判断して評価を行う。

さらに、これらの取組（活動）を行う上で必要となる学習環境（施設・設備）については、教育目的及び目標の実現に向けて、それが適切に整備され、活用されているのかの視点から、「教育内容面での取組」及び「教育方法及び成績評価面での取組」などの関係する評価項目において評価を行う。

- (1) 教育の実施体制
- (2) 教育内容面での取組
- (3) 教育方法及び成績評価面での取組
- (4) 教育の達成状況
- (5) 学習に対する支援
- (6) 教育の質の向上及び改善のためのシステム



## 1 評価項目の内容

### (1) 教育の実施体制

教育目的及び目標を達成するためには、その実現を図るために必要な教育実施組織を整備するとともに、学生受入方針に沿った学生の確保などが重要である。

この項目では、教育目的及び目標に沿って、教育実施組織が整備されているか、教育目的及び目標の趣旨の学生、教職員に対する周知や学外者に対する公表方法が適切であるか、教育目的及び目標に沿って、求める学生像や学生募集方法、入試の在り方等の学生受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確な形で策定され、それに従った学生受入の方策が適切に講じられているか、について評価する。

なお、入試が全学規模で行われており、学生受入方針（アドミッション・ポリシー）に学部の間が限られている場合であっても、その学部の対応状況について評価する。

### (2) 教育内容面での取組

教育目的及び目標を達成するためには、それを実現し得る内容の教育課程を編成し、体系的な授業内容を提供することが必要である。

この項目では、設定された教育目的及び目標に照らして、教育課程及び授業（研究指導を含む）の内容が、それらを十分に実現できるものであるかについて評価する。

また、教育課程等を展開するために必要な施設・設備が適切に整備されているかについても評価する。

### (3) 教育方法及び成績評価面での取組

教育目的及び目標を達成するためには、それを実現し得る内容の教育課程を編成し、体系的な授業内容を提供するとともに、その内容に即した授業形態、学習（研究）指導法等の教育方法を用い、また有効性のある成績評価を実施することが必要である。

この項目では、設定された教育目的及び目標に照らして、教育方法及び成績評価法が適切であるかについて評価する。また、授業形態、学習（研究）指導法等の教育方法に沿って施設・設備が適切に活用されているかについても評価する。

### (4) 教育の達成状況

教育の改善・向上に取り組むためには、受入れた学生の状況を的確に把握するとともに、学生が、学部、研究科における教育活動の各段階において身に付けた教育の達成状況を適切に把握することが必要である。

この項目では、単位取得、進級、卒業（修了）及び資格取得などの各段階における学生が身に付けた学力や育成された資質・能力の状況、並びに進学や就職などの卒業（修了）後の進路の状況から判断して、教育目的及び目標において意図する教育の成果がどの程度達成されているかについて評価する。

## (5) 学習に対する支援

教育の効果を高めるとともに、学生が充実した学生生活を実現するためには、修学に必要な支援を適切に行う必要がある。

この項目では、設定された教育目的及び目標の達成のために、学生の学習に対する支援体制や環境（施設・設備）が整えられ、効果的に活用されているかについて評価する。

## (6) 教育の質の向上及び改善のためのシステム

(目標設定 実施 点検・評価 改善の仕組)

各学部、研究科においては、組織としての教育活動の評価及び個々の教員の教育活動の評価をそれぞれ適切に行うとともに、その結果が教育目的及び目標の見直しも含めた教育の質の向上及び改善の取組にフィードバックされるシステムを構築する必要がある。

この項目では、教育の実施状況や問題点を的確に把握し、学部、研究科の組織としての教育活動の評価並びに教員の教育能力や教育意欲などを踏まえた個々の教員の教育活動の評価を適切に実施する体制が整っているか、また、これらの評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムが整備され、それが機能しているかについて評価する。

## 2 「特記事項」についての所見

対象組織から提出された「特記事項」(教育活動等の全体を通じた視点からの補足的事項や、今後の改革課題・将来構想等の展望（例えば、法科大学院（仮称）構想への取組等）)について、機構が、機構の行った評価の結果から見た所見を記述する。

## 第4章 分野別教育評価「法学系」の評価方法(1) 書面調査

本章は、分野別教育評価「法学系」の評価方法である「書面調査」及び「訪問調査」のうち、評価チームが行う「書面調査」について記載したものであり、「書面調査の実施体制及び方法」、「教育目的及び目標の明確性、具体性の確認」、「評価項目ごとの評価」、「特記事項についての所見」、「書面調査段階での評価案の整理」及び「評価項目ごとの評価の観点例及び水準の記述方法等」から構成されている。

### 書面調査の実施体制及び方法

#### 1 書面調査の実施体制

- (1) 書面調査は、評価チームごとに実施する。評価チームにおいては、書面調査の基本的な方法や手順などについて確認するとともに、各評価担当者の役割や分担について決定する。
- (2) 書面調査の内容・方法等について、評価チーム間の調整を要する問題等が生じた場合には、必要に応じて専門委員会や主査打合せ会議等を行う。

#### 2 書面調査の実施方法

- (1) 書面調査は、対象組織の自己評価書に記載された教育目的及び目標に即して、自己評価結果とその根拠となるデータ等（機構が独自に調査・収集した資料・データを含む。）を分析・調査することにより行う。
- (2) 書面調査の過程において、不明な点が生じた場合や自己評価の根拠となるデータ等が不十分な場合は、随時、対象組織に照会や提出依頼を行う。
- (3) 対象組織への照会、データ等の提出の要請等（後述する教育目的及び目標の再提出の依頼を含む。）については、必ず専門委員会又は評価チーム内で意見調整をした上で行うこととし、照会等の手続きについては、機構の評価事業部を經由して文書により行い、対象組織からも文書による回答を求める。
- (4) 書面調査の過程で知り得た個人情報及び対象組織の評価内容に係る情報については、外部へ漏らしてはならない。

### 教育目的及び目標の明確性、具体性の確認

#### 1 明確性及び具体性の確認と再提出

- (1) 専門委員会は、評価チームが書面調査を行う前に、対象組織から提出された自己評価書に記載されている教育目的及び目標が、明確かつ具体的に記述されているか否かを確認する必要がある。
- (2) 専門委員会においてまずこの確認を行うのは、機構の実施する評価が、対象組織の個性や特色が十二分に発揮できるよう、当該組織の設定する「目的」及び「目標」に即して実施することが基本原則になっているからである。このことを教育評価に即していえば、教育評価においては、対象組織の教育活動等の取組が教育目的及び目標の実現にどの程度貢

献するものであるか、また教育活動等の成果が教育目的及び目標をどの程度達成しているかの視点から評価が行われることを意味している。

- (3) 教育目的及び目標は、このように評価を行う上での基準となる重要なものであり、それらが明確かつ具体的に記述されていない場合には、評価チームの書面調査に支障を来すことになる。したがって、専門委員会は、上記(1)の確認の結果、教育目的及び目標が明確性、具体性に欠けると判断した場合には、この段階で速やかに対象組織に対して照会し、必要に応じ再提出を求める。

ただし、専門委員会は、自己評価書の全体を見て、評価が可能であると判断できる場合は、対象組織の負担等を考慮し、再提出を求めないことができる。

## 2 教育目的及び目標の確認に当たっての視点

### (1) 教育目的及び目標の確認の基本的な考え方

教育目的及び目標の確認に当たっては、設定された教育目的及び目標そのものを評価するのではなく、本評価を実施する上で必要となる教育活動等の意図や課題が、教育目的及び目標として明確かつ具体的に示されているかを見る。ここで教育目的及び目標そのものを評価しないのは、機構の評価が対象組織の教育活動等の個性化や質的充実に向けた主体的な取組を支援・促進するものであることによる。

なお、機構の評価は、現在実施している教育活動等を対象とするが、それは、原則として過去5年間の状況を分析して把握することができるので、対象組織においては、この期間における教育活動等を基に教育目的及び目標を整理することができることに留意する必要がある。

### (2) 教育目的の確認の具体的な視点

教育目的は、対象組織が教育活動等を実施する全体的な意図を指し、自己評価実施要項において例示している次のような内容について示されているかを確認する。

- ・ 学生受入の基本的な方針
- ・ 提供する教育内容及び方法の基本的な性格
- ・ 養成しようとしている人材像などの期待している教育成果
- ・ 学習支援の基本的な方針

### (3) 教育目標の確認の具体的な視点

教育目標は、教育目的で示された意図を実現するために設定された具体的な課題を指し、それが明確かつ具体的に示されているかを確認する。また、自己評価実施要項においては、教育目的として掲げられた項目に対応させつつ、その意図を達成するための具体的課題を当該項目ごとに数項目以上にわたって記述することを求めているので、教育目的と教育目標との間にそのような対応関係があるかについても確認する。

なお、教育目的及び目標は、学部や研究科に共通のものだけではなく、学科(課程)・専攻等ごとに独自のものがある場合には、先ず共通なものを記述した上で、学科(課程)・専

攻等ごとに独自の目的及び目標を記述してくることがあることに留意する必要がある。

### 教育目的及び目標の双方に通ずる確認の具体的な視点

教育目的及び目標の確認の具体的な視点については、既述した(2)及び(3)の視点の他に、自己評価実施要項に示している次のような視点からの確認も行う必要がある。

教育目的及び目標を明確かつ具体的に設定する観点から、対象組織の設置の趣旨、歴史や伝統、規模や資源などの人的あるいは物的条件、地理的条件、さらには将来計画等を踏まえることにしているが、単にこれらの要素を記述しただけのものになっていないかを確認する。

教育活動等の意図や課題の記述ではなく、例えば、「・・・を実施している。」、「・・・を実施してきた。」などのように教育活動等そのものだけを報告的に記述したものになっていないかを確認する。

教育目的及び目標は、例えば、「今後・・・したい。」、「・・・が今後の目標である。」などのように、まだ行っていない将来の教育活動等の教育目的や目標を記述したものになっていないかを確認する。今後の教育目的及び目標の実現に向けて、現在の教育活動等が実施されていることもあり得るが、その場合には、今後の教育目的及び目標としてではなく、教育目的については現在実施している教育活動等の意図として、教育目標については教育目的を実現するための具体的課題として記述されているかを確認する。

教育目的及び目標の性格上の分類は、必ずしも明確に分けられない場合もあるが、教育活動等を実施するために必要な組織編成及び人的・物的資源などを示すインプットのなもの、また教育活動等をどのような教育課程と教育環境やサービスを提供することにより実現していくのかを示すプロセス的なもの、さらに教育活動等のプロセスの成果についての期待や達成内容を示す成果（アウトカム）的な性格のものに分類できる。

他方、評価項目は、主として「教育の実施体制」、「教育内容面での取組」、「教育方法及び成績評価面での取組」、「学習に対する支援」及び「教育の質の向上及び改善のためのシステム」がインプットの又はプロセス的性格のもの、「教育の達成状況」がアウトカムの性格のものといえるので、これらの評価項目との関連が図られているかの確認を行う必要がある。

教育目的及び目標の記述に当たっては、適宜、項立てをしたり、箇条書きにするなど、簡潔な記述にするほか、字数を2,000字以内に制限しているため、この点について確認する。

## 評価項目ごとの評価

### 1 書面調査による評価

- (1) 評価チームは、専門委員会における教育目的及び目標の明確性、具体性の確認の後、書面調査による評価項目ごとの評価を実施する。具体的には、対象組織から提出された自己評価書に記載された教育目的及び目標に即して、評価項目ごとに自己評価結果とその根拠となるデータ等（機構が独自に調査・収集した資料・データを含む。）を分析・調査することにより行う。
- (2) 評価チームによる書面調査は、「評価の観点設定及び観点ごとの評価」、「評価項目の要素ごとの評価」、「評価項目ごとの水準の判断」、「特に優れた点及び改善点等の判断」の流れで実施する。
- (3) 評価チームは、書面調査による評価を訪問調査前までに終了させる。

### 2 評価の観点設定及び観点ごとの評価

- (1) 評価チームは、対象組織が設定した教育目的及び目標に照らして、後述する「評価項目の要素」ごとに評価の観点を設定する。その際、後述する「教育目的及び目標と評価項目の関係」及び後記「評価項目ごとの評価の観点例及び水準の記述方法等」を参考としつつ、適切に設定する。
- (2) 評価チームは、教育目的及び目標に即した評価を行う上で、客観的に見て必要不可欠と認められる観点が、対象組織が設定した観点の中に不足している場合は、対象組織に通知し、当該観点に関するデータ等の追加提出を求める。
- (3) 評価チームは、上記により設定した観点ごとに、対象組織から提出された自己評価書及び上記(2)のデータ等に基づき分析・調査する。
- (4) 上記分析・調査は、現在の教育活動等の状況が、教育目的及び目標を実現する上で、十分に成果を上げているのか、おおむね成果を上げているのか、あまり成果を上げていないのかを、根拠となるデータ等で確認しつつ行う。また、これらの分析の際に、特色ある取組、特に優れた点、改善を要する点、問題点等について、根拠となるデータ等で確認しつつ抽出する。
- (5) 評価チームは、上記(4)の観点ごとの評価結果（根拠を含む。）を別に定める様式により整理する。

#### 教育目的及び目標と評価項目の関係

評価の観点は、対象組織の教育目的及び目標に沿って適切に設定するものであるが、設定に際しては、次の点に留意する必要がある。

「教育の実施体制」、「教育内容面での取組」、「教育方法及び成績評価面での取組」及び「学習に対する支援」の評価項目は、主としてインプットの又はプロセス的目標について適切に取組まれたかを、また、アウトカムの目標についてもその実現のための取組が行われている場合にはその貢献の程度を、それぞれ評価することになること。

「教育の達成状況」の評価項目は、アウトカムの目標に係る達成度を評価することになること。

「教育の質の向上及び改善のためのシステム」の評価項目は、これに関係するインプットの又はプロセス的目標について適切に取り組みられたかを評価することになること。

#### 評価の観点例利用に当たっての留意点

後述の「評価項目ごとの評価の観点例及び水準の記述方法等」の1から6に記載された観点例は、各項目での評価を実施する際に用いる観点として一般的に想定できるか、あるいは場合によって想定できるものの例示であるので、これらの観点の全てを用いる必要はなく、また、これら以外の観点を設定できる。

したがって、実際の評価に当たっては、これらの観点例を参考に、対象組織ごとに設定された教育目的及び目標に照らし、評価を実施するために適した観点を設定して、評価を行うことになる。

「根拠となるデータ等例」についても同様に、一般的に想定できるもの等の例示であり、評価を行う上で必要なデータ等が不足している場合は、対象組織に求めることになる。

なお、「評価の観点例」については、各評価項目の「要素」ごとに例示しており、評価項目によっては、学部、研究科ごとに示している。したがって、評価の内容は、学部、研究科で同じ内容となっているが、学部、研究科ではそれぞれ固有の取組が行われており、教育活動の方針も異なるため、実際の評価に際しては、学部、研究科それぞれについて、適切な観点を設定して評価を行うことが必要である。

### 3 評価項目の要素ごとの評価

- (1) 評価チームは、前記2の(4)で分析・調査した結果に基づき、「評価項目の要素」ごとに書面調査段階における評価案に盛り込む教育活動等の状況及び教育目的及び目標の実現に向けた貢献の程度等を検討する。
- (2) 評価案に盛り込む教育活動等の状況は、次の「要素ごとの貢献の程度」等の根拠となるものであるため、その視点から前記2の(4)で分析・調査したものを精選・整理する。
- (3) 「要素ごとの貢献の程度」等は、前記2の(4)で分析・調査した結果を踏まえて判断する。当該貢献の程度等の示し方は、「教育の実施体制」、「教育内容面での取組」、「教育方法及び成績評価面での取組」及び「学習に対する支援」の評価項目については、教育目的及び目標の実現に向けた貢献の程度を、十分に貢献しているのか、おおむね貢献しているのか、かなり貢献しているのか、ある程度貢献しているのか、ほとんど貢献していないのか、の区分により判断する。また、「教育の達成状況」及び「教育の質の向上及び改善のためのシステム」の評価項目については、上記「貢献」を、前者については「達成」、後者については「機能」とそれぞれ読み替えて、上記と同様の区分により、達成の程度又は機能の程度として示す。

## 評価項目ごとの要素

評価項目ごとに示す以下の要素は、評価項目において何を評価するのかを示すものである。

### 教育の実施体制

- 【要素1】 教育実施組織の整備に関する取組状況
- 【要素2】 教育目的及び目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況
- 【要素3】 学生受入方針（アドミッション・ポリシー）に関する取組状況

### 教育内容面での取組

- 【要素1】 教育課程の編成に関する取組状況
- 【要素2】 授業（研究指導を含む）の内容に関する取組状況
- 【要素3】 施設・設備の整備に関する取組状況

### 教育方法及び成績評価面での取組

- 【要素1】 授業形態，学習（研究）指導法等の教育方法に関する取組状況
- 【要素2】 成績評価法に関する取組状況
- 【要素3】 施設・設備の活用に関する取組状況

### 教育の達成状況

- 【要素1】 学生が身に付けた学力や育成された資質・能力の状況から判断した達成状況
- 【要素2】 進学や就職などの卒業（修了）後の進路の状況から判断した達成状況

### 学習に対する支援

- 【要素1】 学習に対する支援体制の整備・活用に関する取組状況
- 【要素2】 学習環境（施設・設備）の整備・活用に関する取組状況

### 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 【要素1】 組織としての教育活動及び個々の教員の教育活動を評価する体制
- 【要素2】 評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの整備及び機能状況

## 4 評価項目ごとの水準の判断

- (1) 評価チームは、評価項目ごとに、対象組織の教育活動等の取組が教育目的及び目標の実現にどの程度貢献するものであるか、また教育活動等によって上げた成果が教育目的及び目標をどの程度達成しているかの視点から評価し、その水準を導き出す。
- (2) 上記水準は、前記3の(3)で判断した「要素ごとの貢献の程度」等と「観点ごとの評価」で用いた観点の重みなどを総合的に判断し、本章「評価項目ごとの評価の観点例及び



水準の記述方法等」に記載する【水準を分かりやすく示す記述】によって示す。

## 5 「特に優れた点及び改善点等」の判断

- (1) 評価チームは、評価項目ごとの評価結果として、教育目的及び目標に照らし、評価項目全体から見て、特に重要な点を評価項目全体としての特色ある取組、特に優れた点、改善を要する点、問題点等として判断する。
- (2) 上記判断は、前記2の(4)で抽出した特色ある取組、特に優れた点、改善を要する点、問題点等の中から行う。

### 特記事項についての所見

- (1) 「特記事項」は、対象組織が、自己評価を実施した結果を踏まえて、教育活動等の全体を通じた視点からの補足的事項や、今後の改革課題・将来構想等の展望（例えば、法科大学院（仮称）構想への取組等）について、任意に記述するものである。
- (2) 評価チームは、この「特記事項」に記述されている内容を分析し、評価項目に関する書面調査の結果を踏まえて、「特記事項についての所見案」を整理する。

### 書面調査段階での評価案の整理

- (1) 評価チームは、本章の「評価項目ごとの評価」及び「特記事項についての所見」で行った書面調査での分析・調査結果に基づき、書面調査段階での評価案を整理する。
- (2) 評価チームは、評価案を整理するに当たっては、後述の「第6章 評価報告書原案の作成」に則り、報告書としての形式で取りまとめる。
- (3) 評価チームは、評価案を踏まえて、次章の「訪問調査」を実施するに当たって必要な調査内容の検討・整理を、この段階で併せて行う。

## 評価項目ごとの評価の観点例及び水準の記述方法等

### 1 教育の実施体制

#### 【評価の内容】

教育目的及び目標を達成するためには、その実現を図るために必要な教育実施組織を整備するとともに、学生受入方針に沿った学生の確保などが重要である。

この項目では、教育目的及び目標に沿って、教育実施組織が整備されているか、教育目的及び目標の趣旨の学生、教職員に対する周知や学外者に対する公表方法が適切であるか、教育目的及び目標に沿って、求める学生像や学生募集方法、入試の在り方等の学生受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確な形で策定され、それに従った学生受入の方策が適切に講じられているか、について評価する。

なお、入試が全学規模で行われており、学生受入方針（アドミッション・ポリシー）に学部の間が限られている場合にあっても、その学部の対応状況について評価する。

#### 【評価の観点例】

この項目での評価を実施する際に用いる観点として、一般的に想定できるか、あるいは場合によって想定できるものの例として、次のような事項が考えられる。

#### （学部，研究科共通）

##### 【要素1】教育実施組織の整備に関する取組状況

学科・専攻の構成

教育課程を編成・改善するための組織体制

教育方法等の研究・研修（ファカルティ・ディベロップメント）に取組む組織体制

教育の実施状況や問題点を把握するための組織体制

教員の年齢構成，ジェンダー・バランスへの配慮（将来を見据えた取組も含む）

教員中の外国人や他校出身者の状況

教員の教育を支援するための体制

##### 【要素2】教育目的及び目標の趣旨の周知及び公表に関する取組状況

学生，教職員に対する周知の方法

学外者に対する公表の方法

##### 【要素3】学生受入方針（アドミッション・ポリシー）に関する取組状況

学生受入方針の明確な策定

求める学生像や学習経験，学生募集方法，入試の在り方等の記載内容

学生受入方針の学内外への周知・公表

・教職員に対する周知の方法

・学外への公表の方法

- ・受験者等の認識
- アドミッション・ポリシーに従った学生受入方策
- ・多様な選抜方法の検討，導入
  - ・学生受入方策を実施するための学内の体制

### 【水準を分かりやすく示す記述】

この項目での水準は，以下の5つの記述により示す。

- ・教育目的及び目標の達成に十分貢献している。
- ・教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが，改善の余地もある。
- ・教育目的及び目標の達成にかなり貢献しているが，改善の必要がある。
- ・教育目的及び目標の達成にある程度貢献しているが，改善の必要が相当にある。
- ・教育目的及び目標の達成に貢献しておらず，大幅な改善の必要がある。

### 【根拠となるデータ等例】

根拠となるデータ等の例としては，次のようなもの（該当部分）が考えられる。

- ・教員の配置状況
- ・教員の構成
- ・学生受入方針（アドミッション・ポリシー）の明示されている刊行物
- ・学生募集要項
- ・入学者選抜要項
- ・編入学・学士入学選抜要項
- ・受験者数
- ・合格者数
- ・入学辞退者数
- ・入学者の状況（例えば，社会人，留学生の人数） など

## 2 教育内容面での取組

### 【評価の内容】

教育目的及び目標を達成するためには、それを実現し得る内容の教育課程を編成し、体系的な授業内容を提供することが必要である。

この項目では、設定された教育目的及び目標に照らして、教育課程及び授業（研究指導を含む）の内容が、それらを十分に実現できる内容のものであるかについて評価する。

また、教育課程等を展開するために必要な施設・設備が適切に整備されているかについても評価する。

### 【評価の観点例】

この項目での評価を実施する際に用いる観点として、一般的に想定できるか、あるいは場合によって想定できるものの例として、次のような事項が考えられる。

### （学 部）

#### 【要素1】教育課程の編成に関する取組状況

教育課程の体系的な編成

教養教育，専門基礎教育及び専門教育の配置

必修科目と選択科目のバランス

各領域との関連やバランス

授業時間外の学習時間を保証した教育課程の構成

国際性，人権，倫理等の内容を含む授業科目の多様性

他学部の授業科目の履修や他大学との単位互換

#### 【要素2】授業の内容に関する取組状況

教育課程の編成の趣旨に沿った授業内容とするための学部全体の取組

シラバスの内容と活用方法

授業内容改善のための学生による授業評価

各授業科目間の内容的な重複を避けるための調整

#### 【要素3】施設・設備の整備に関する取組状況（施設・設備の活用については後出，3【要素3】）

講義，演習等に必要な施設・設備（機器），図書館等の整備

講義，演習等に必要な図書，視聴覚教材等の整備

情報ネットワークや情報サービス機器（ソフトウェア，教材等）の整備

### （研究科）

#### 【要素1】教育課程の編成に関する取組状況

教育課程の体系的な編成

・修士課程（博士前期課程）における講義・演習の構成と配置

- ・研究領域と直接関連する科目と、近接する科目の講義・演習のバランス
- 研究者養成に必要な研究能力を養成する教育課程編成
- 高度職業人養成に必要な能力を養成する教育課程編成

**【要素2】授業（研究指導を含む）の内容に関する取組状況**

- 学生の研究に対する意欲を高めるような配慮（例えば、論文の機関誌への掲載など奨励制度）
- 指導教員の選定や研究課題の設定の際の指導
- 他の分野から新たに修士課程に入学してきた学生に対する教育上の配慮
- 大学院学生による教育補助（TA）の大学院教育の一環としての位置付け

**【要素3】施設・設備の整備に関する取組状況（施設・設備の活用については後出、3【要素3】）**

- 大学院生が研究活動等を行うための講義室，研究室，演習室等（適切な広さと数，視聴覚教材など）の整備
- 図書など資料類の系統的な整備
- 情報ネットワークや情報サービス機器の整備

**【水準を分かりやすく示す記述】**

この項目での水準は、以下の5つの記述により示す。

- ・教育目的及び目標の達成に十分貢献している。
- ・教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが、改善の余地もある。
- ・教育目的及び目標の達成にかなり貢献しているが、改善の必要がある。
- ・教育目的及び目標の達成にある程度貢献しているが、改善の必要が相当にある。
- ・教育目的及び目標の達成に貢献しておらず、大幅な改善の必要がある。

**【根拠となるデータ等例】**

根拠となるデータ等の例としては、次のようなもの（該当部分）が考えられる。

- ・学生便覧 ・履修要項（開設授業科目，科目紹介，授業時間割等が掲載されているもの） ・シラバス ・受講学生数一覧（履修学生数，単位取得学生数）
- ・使用教科書及び教材 ・学生による授業評価報告書 ・外部検証（評価）報告書
- ・ガイダンス資料及び実施状況 ・履修状況 ・単位取得状況 ・成績評価基準
- ・試験問題 ・学習環境（講義・演習等に必要な施設・設備，図書館等）の整備状況（整備計画） など

### 3 教育方法及び成績評価面での取組

#### 【評価の内容】

教育目的及び目標を達成するためには、それを実現し得る内容の教育課程を編成し、体系的な授業内容を提供するとともに、その内容に即した授業形態、学習（研究）指導法等の教育方法を用い、また有効性のある成績評価を実施することが必要である。

この項目では、設定された教育目的及び目標に照らして、教育方法及び成績評価法が適切であるかについて評価する。また、授業形態、学習（研究）指導法等の教育方法に沿って施設・設備が適切に活用されているかについても評価する。

#### 【評価の観点例】

この項目での評価を実施する際に用いる観点として、一般的に想定できるか、あるいは場合によって想定できるものの例として、次のような事項が考えられる。

#### （学 部）

##### 【要素1】授業形態、学習指導法等の教育方法に関する取組状況

講義、演習、少人数教育などの各種授業形態のバランス  
学生の理解度を高めるために、教材の活用や講義方法等の工夫  
教室外での準備学習・復習などについて指示を与えるなど自主学習への配慮  
学生の学習到達度の適宜な把握と活用  
編入学生や留学生等に対する履修上の配慮  
演習等の実施における配慮（実施時期・時間数、講義との関連）  
専門教育に関連した情報機器の活用

##### 【要素2】成績評価法に関する取組状況

成績評価の基準の設定  
成績評価の一貫性及び厳格性  
学生が身に付けた学力や育成された資質・能力を判断する取組（知識、課題探求能力・課題解決能力の修得）

##### 【要素3】施設・設備の活用に関する取組状況（施設・設備の整備については前出，2【要素3】）

講義、演習等に必要な施設・設備、図書館等の活用  
講義、演習等に必要な図書、視聴覚教材等の活用  
情報ネットワークや情報サービス機器（ソフトウェア、教材等）の活用

#### （研究科）

##### 【要素1】授業形態、研究指導法等の教育方法に関する取組状況

学位論文の作成等に対する指導  
修士課程（博士前期課程）の講義・演習における指導

指導教員を決める際の指導

研究テーマの決定のプロセス，研究指導方法

教育補助（T A）の教育的機能

研究補助（R A）の教育的機能

学外での研究活動（学会発表，共同研究，研究調査）の指導

学生自身の将来に向けての方向付け，研究者としての自覚や意欲を支援する環境

#### 【要素2】成績評価法に関する取組状況

修士課程（博士前期課程）における講義・演習に対する成績評価法

修士・博士の学位の授与方針・基準

学生が身に付けた学力や育成された資質・能力を判断する取組（知識，課題探求能力・課題解決能力の修得）

#### 【要素3】施設・設備の活用に関する取組状況（施設・設備の整備については前出，2【要素3】）

授業や研究指導の教育方法等に沿った施設・設備の活用

大学院生が研究活動等を行うための講義室，研究室，演習室，視聴覚教材等の活用  
情報ネットワークや情報サービス機器の活用

#### 【水準を分かりやすく示す記述】

この項目での水準は，以下の5つの記述により示す。

- ・教育目的及び目標の達成に十分貢献している。
- ・教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが，改善の余地もある。
- ・教育目的及び目標の達成にかなり貢献しているが，改善の必要がある。
- ・教育目的及び目標の達成にある程度貢献しているが，改善の必要が相当にある。
- ・教育目的及び目標の達成に貢献しておらず，大幅な改善の必要がある。

#### 【根拠となるデータ等例】

根拠となるデータ等の例としては，次のようなもの（該当部分）が考えられる。

- ・シラバス ・ガイダンス資料及び実施状況 ・学生便覧
- ・履修要項（開設授業科目，科目紹介，授業時間割等が掲載されているもの）
- ・学生による授業評価報告書 ・履修状況 ・単位取得状況 ・成績評価基準
- ・試験問題 ・学習環境（講義・演習等に必要な施設・設備，図書館等）の利用状況（利用計画） など

## 4 教育の達成状況

### 【評価の内容】

教育の改善・向上に取り組むためには、受入れた学生の状況を的確に把握するとともに、学生が、学部、研究科における教育活動の各段階において身に付けた教育の達成状況を適切に把握することが必要である。

この項目では、単位取得、進級、卒業（修了）及び資格取得などの各段階における学生が身に付けた学力や育成された資質・能力の状況、並びに進学や就職などの卒業（修了）後の進路の状況から判断して、教育目的及び目標において意図する教育の成果がどの程度達成されているかについて評価する。

### 【評価の観点例】

この項目での評価を実施する際に用いる観点として、一般的に想定できるか、あるいは場合によって想定できるものの例として、次のような事項が考えられる。

### （学 部）

【要素1】学生が身に付けた学力や育成された資質・能力の状況から判断した達成状況  
単位取得、進級、卒業及び資格取得などの各段階の状況からの判断  
学生の授業評価結果等からみでの判断

【要素2】進学や就職などの卒業後の進路の状況から判断した達成状況  
進学や就職などの卒業後の進路の状況からの判断

### （研究科）

【要素1】学生が身に付けた学力や育成された資質・能力の状況から判断した達成状況  
専攻分野における研究能力の形成面からの判断  
高度な専門職業能力の形成面からの判断  
修士・博士の学位の取得状況からの判断

【要素2】進学や就職などの修了後の進路の状況から判断した達成状況  
就職などの修了後の進路の状況などからの判断

### 【水準を分かりやすく示す記述】

この項目での水準は、以下の5つの記述により示す。

- ・教育目的及び目標が十分達成されている。
- ・教育目的及び目標がおおむね達成されているが、改善の余地もある。
- ・教育目的及び目標がかなり達成されているが、改善の必要がある。
- ・教育目的及び目標がある程度達成されているが、改善の必要が相当にある。
- ・教育目的及び目標の達成が不十分であり、大幅な改善の必要がある。



### 【根拠となるデータ等例】

根拠となるデータ等の例としては、次のようなもの（該当部分）が考えられる。

- ・学生（卒業生を含む）による教育評価報告書
  - ・雇用主による卒業生の評価
  - ・単位取得，進級，卒業（修了），資格取得の状況
  - ・学位授与状況
  - ・就職状況等
- 進路データ など

## 5 学習に対する支援

### 【評価の内容】

教育の効果を高めるとともに、学生が充実した学生生活を実現するためには、修学に必要な支援を適切に行う必要がある。

この項目では、設定された教育目的及び目標の達成のために、学生の学習に対する支援体制や環境（施設・設備）が整えられ、効果的に活用されているかについて評価する。

### 【評価の観点例】

この項目での評価を実施する際に用いる観点として、一般的に想定できるか、あるいは場合によって想定できるものの例として、次のような事項が考えられる。

### （学部，研究科共通）

#### 【要素1】学習に対する支援体制の整備・活用に関する取組状況

授業科目や専門，専攻の選択の際のガイダンス

学習を進める上での相談・助言体制

多様な学生（編入学，留学生，社会人）に対する支援

法律相談などの課外活動や法律事務所等へのインターンシップなどに対する支援

#### 【要素2】学習環境（施設・設備）の整備・活用に関する取組状況

学生が自主的に学習できるような環境（例えば，自習室，グループ討論室，情報機器室等）の整備・活用

### 【水準を分かりやすく示す記述】

この項目での水準は，以下の5つの記述により示す。

- ・教育目的及び目標の達成に十分貢献している。
- ・教育目的及び目標の達成におおむね貢献しているが，改善の余地もある。
- ・教育目的及び目標の達成にかなり貢献しているが，改善の必要がある。
- ・教育目的及び目標の達成にある程度貢献しているが，改善の必要が相当にある。
- ・教育目的及び目標の達成に貢献しておらず，大幅な改善の必要がある。

### 【根拠となるデータ等例】

根拠となるデータ等の例としては，次のようなもの（該当部分）が考えられる。

〔 ・各支援体制の整備状況 ・学習環境（施設・設備）の整備状況 など 〕

## 6 教育の質の向上及び改善のためのシステム (目標設定 実施 点検・評価 改善の仕組)

### 【評価の内容】

各学部，研究科においては，組織としての教育活動の評価及び個々の教員の教育活動の評価をそれぞれ適切に行うとともに，その結果が教育目的及び目標の見直しも含めた教育の質の向上及び改善の取組にフィードバックされるシステムを構築する必要がある。

この項目では，教育の実施状況や問題点を的確に把握し，学部，研究科の組織としての教育活動の評価並びに教員の教育能力や教育意欲などを踏まえた個々の教員の教育活動の評価を適切に実施する体制が整っているか，また，これらの評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムが整備され，それが機能しているかについて評価する。

### 【評価の観点例】

この項目での評価を実施する際に用いる観点として，一般的に想定できるか，あるいは場合によって想定できるものの例として，次のような事項が考えられる。

### (学部，研究科共通)

#### 【要素1】組織としての教育活動及び個々の教員の教育活動を評価する体制

- 組織として教育活動を評価する体制
- 外部者による教育活動の評価
- 個々の教員の教育活動を評価する体制

#### 【要素2】評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステムの整備及び機能状況

- 評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるシステム
- 評価結果を教育の質の向上及び改善の取組に結び付けるための方策

### 【水準を分かりやすく示す記述】

この項目での水準は，以下の5つの記述により示す。

- ・向上及び改善のためのシステムが十分機能している。
- ・向上及び改善のためのシステムがおおむね機能しているが，改善の余地もある。
- ・向上及び改善のためのシステムがかなり機能しているが，改善の必要がある。
- ・向上及び改善のためのシステムがある程度機能しているが，改善の必要が相当にある。
- ・向上及び改善のためのシステムの整備が不十分であり，大幅な改善の必要がある。

### 【根拠となるデータ等例】

根拠となるデータ等の例としては，次のようなもの（該当部分）が考えられる。

- ・各種委員会等のシステムの構成及び活動状況
- ・教員の講義負担に関するデータ
- ・関係諸規程
- ・自己点検，評価報告書
- ・外部検証（評価）報告書
- ・学生による授業評価等の実施状況
- ・教員組織，配置状況，教員人事の多様性（外国人，女性，他校出身者の割合等。将来を見据えた取組を含む）
- ・教員選考基準及び方法，公募状況 など

## 第5章 分野別教育評価「法学系」の評価方法(2) 訪問調査

本章は、分野別教育評価「法学系」の評価方法のうち、評価チームが行う訪問調査の実施方法等について記載したものであり、「訪問調査の事前準備」、「訪問調査の実施方法及び内容」、「訪問調査チーム会議による評価案の検討」、「評価内容の概要に対する意見聴取」、「調査結果報告の取りまとめ」及び「訪問調査日程例」から構成されている。

### 訪問調査の事前準備

評価チームは、書面調査では知り得ない、あるいは確認できなかった事項について調査するとともに、書面調査での評価内容の概要を伝え、対象組織からの意見を求めることを目的として、訪問調査を実施する。

#### 1 訪問調査チームの編成

- (1) 訪問調査チームは、原則として、各評価チームにおいて当該対象組織の書面調査を担当した委員を以て編成する。その際には、対象組織の状況を踏まえ、当該組織への訪問調査を実施するために必要な体制（専門性、人数）を十分整えることに配慮する。また、訪問調査の際には、若干名の事務官が随行する。
- (2) 訪問調査チームには、チーム主査を置き、調査内容の調整、対象組織との協議、調査報告書の取りまとめなどを行う。

#### 2 訪問調査の実施日程の決定及び通知

- (1) 訪問調査の実施日程は、予め、機構において対象組織と協議した後、評価チームとの調整を図って決定し、対象組織に通知する。
- (2) 調査日数は、予定する調査が十分実施できることを前提として、対象組織の規模や、調査内容の多寡を踏まえ、評価チームが決定する。  
なお、実施日程は、後記「訪問調査日程例」に示す標準的な調査日程例を基に、各調査チームで決定する。

#### 3 調査内容等の決定及び通知

- (1) 評価チームは、第4章「書面調査段階での評価案の整理」で記述した評価案を踏まえて、対象組織ごとに調査内容（補足調査事項、視察する授業や施設、面接調査の対象者など）を整理する。当該調査内容は、対象組織に対して事前に通知し、説明又は関係データ等の準備を依頼する。
- (2) 評価チームは、訪問調査を効率的に実施するため、調査当日における役割分担を決める。また、対象組織の調査内容やその個別事情を踏まえ、実際の教育活動等の状況を的確に把握できるような進行方法を工夫する。

## 訪問調査の実施方法及び内容

### 1 訪問調査の実施方法

- (1) 訪問調査チームは、対象組織の関係者から面接調査やデータ等の収集を行うとともに、実際の教育活動等の状況を把握するため、学生や卒業者などからのヒアリングや教育指導、学習の観察などを行う。具体的調査内容は、後述の「2 訪問調査の内容」に掲げる事項を基本とするが、対象組織の個別事情によっては、新たに調査事項を加えることができる。
- (2) 対象組織の関係者との面接調査では、まず、各評価項目に沿って、書面調査では知り得ない、あるいは確認できなかった事項について、対象組織の関係者から説明又はデータ等の提供を受ける。
- (3) 訪問調査チームは、対象組織の関係者からの説明又はデータ等の提供によっても、なお確認できない補足調査事項については、新たに根拠となるデータ等の提出を求める。この場合、後述の の評価内容の概要の説明に際しては、該当部分の評価案は当該データ等による分析を加えた上で取りまとめる旨説明し、当該説明を控える。
- (4) 訪問調査チームは、学生や卒業者などからのヒアリングや教育指導、学習の観察などで得られた知見や、上記(2)で確認した補足調査事項の結果を総合的に判断して、なお評価チーム全体で再度協議を要する事項がある場合は、上記(3)と同様に当該事項についての後述の説明は控える。
- (5) 訪問調査チームから意見を述べる場合は、原則としてチームとしての考え方に基づくものとする。ただし、やむを得ず個人の意見を述べる場合には、その旨断った上で発言する。

### 2 訪問調査の内容

#### (1) 根拠となる資料・データ等の補完的収集

根拠となる資料・データ等のうち、閲覧が可能な次の書類の調査を行う。

試験問題と答案、修士論文・博士論文など

自己評価書とともに提出された根拠となるデータ等に関連して、当該データ等をより精度の高いものとするための補完的書類を収集する。

#### (2) 学部等関係者（責任者）との面談

訪問調査が円滑かつ効果的に実施されるよう、学部等関係者に協力を要請するとともに、自己評価書に記述された内容以外で、評価の参考となる事柄について補足説明を受ける。対象者は、学部長、研究科長、学科長、教務委員長などの責任者の立場にある者とする。

#### (3) 学部等の一般教員、支援スタッフ及び関連する教育研究施設のスタッフへの面接調査

学部等関係者（責任者）とは異なる立場にあることを前提に、当該対象組織が行う教育活動に参画している視点から、特に優れた点、改善を要する点、問題点等があるか、自己評価内容と実態との乖離が無いかなどの観点から調査を行う。

#### (4) 学生、卒業者等との面接調査

現に教育を受けている学生としての視点、また、既に学部等を卒業（修了）した社会人としての視点から、当該対象組織における教育活動の状況について、特に優れた点、改善を要する点、問題点等があるか、自己評価内容と実態との乖離が無いかなどの観点から調査を行う。

また、各学生の志望動機や入学後の印象、学生生活の感想などといった一般的な事項をはじめ、授業や演習の感想や問題点、学習環境（施設・設備等）などについては、学生の満足度を知る上で重要であるので、特に詳しく質問し、活発な発言が得られるように努める。

##### 【調査事項例】

教育目的等はどのようなものか知っている（いた）か  
各種ガイダンスの内容及び方法は有効である（あった）か  
シラバスと実際の授業との関係はどうである（あった）か  
授業運営はどのようなものである（あった）か  
（授業のわかりやすさ、質問などへの対応状況、教材等の活用状況）  
大学の求めている学力などは身に付いている（付いた）か  
成績評価は妥当なものである（あった）か  
キャンパス・ライフは快適である（あった）か  
学生の意見が教育活動に反映されるようになっている（いた）か など

#### (5) 教育指導及び学習の観察

自己評価書において、主に「教育内容面での取組」、「教育方法及び成績評価面での取組」で記述された取組や現状について、教育現場では実際にどのように実施されているかなど、自己評価内容と実態との乖離が無いかなどの観点から、調査する。

##### 【調査対象例】

講義の視察  
演習や少人数教育などを行っている特色ある取組の現場視察 など

#### (6) 学習環境の状況調査

自己評価書において記述された学習環境の状況について、実態はどのようになっているか、自己評価内容と実態との乖離が無いかなどの観点から、調査する。また、必要に応じて、実際にサービスを疑似体験し、利便性を調査することも考慮する。

##### ア) 図書館サービス

##### 【調査事項例】

カリキュラム、教育指導、学習などから求められる要件を満たしているか  
書籍、定期行物のストック、指定学習教材、学習スペース、その他の学習支援設備は十分なものであるか  
利用案内、開館時間、利用者支援は適切か  
教育スタッフと図書館サービス部門との連携はとれているか など

イ) 附属教育研究施設

【調査事項例】

カリキュラム，教育指導，学習などから求められる要件を満たし，機能しているか など

ウ) 教育指導，学習，情報教育及び交流施設

【調査事項例】

カリキュラム，教育指導，学習などから求められる要件を満たしているか

独立学習用のスペースは十分か

情報教育関係設備，教育・利用体制は十分か

交流施設，食堂などの施設は，適切に整備されているか など

## 訪問調査チーム会議による評価案の検討

訪問調査チームは，当該調査を効率的かつ合理的に行うため，調査期間中に必要に応じてチーム会議を開催し，当日の調査内容の打合せや調査結果により書面調査段階での評価案を見直し，修正等を行う。

これは，委員間の共通認識を図る重要な場でもあるので，有効に活用する必要がある。

## 評価内容の概要に対する意見聴取

訪問調査チームは，対象組織の関係者との共通理解を図り，評価結果の確定を円滑に行うため，この時点での評価案やその根拠となった教育活動等の状況を対象組織の関係者に説明し，それに対する意見を聴取する。

## 調査結果報告の取りまとめ

訪問調査チームは，訪問調査終了後，調査結果を取りまとめ，評価チームに報告し，評価チーム全体で，次章に記述する評価報告書原案を検討・作成する。

## 訪問調査日程例

	日 程	備 考
第 1 日 目	13 } 14 } 15 } 16 } 17 } (訪問調査チーム会議)	調査内容(当日分)の確認      調査内容(当日分)の整理・評価 調査内容(翌日分)の確認
第 2 日 目	9 } 10 } 11 } 12 } 13 } 14 } 15 } 16 } 17 } (訪問調査チーム会議)	図書館, 施設・設備等の実地調査    講義, 演習の観察   調査内容(当日分)の整理 評価内容の概要の検討・整理
第 3 日 目	9 } 10 } 11 } (訪問調査チーム会議) ・学部等関係者への評価内容の概要説明 (大学出発)	評価内容の概要の相互確認 根拠となった事実の相互確認

上記は、一例を示したものである。書面調査の結果により、重点を置く点、観察する内容、面接調査の対象等は、調査チームの判断によって行う。



## 第6章 評価報告書原案の作成

本章は、評価チームが行う評価報告書原案の作成方法について記載したものであり、「評価報告書原案の構成」、「評価項目ごとの評価結果の記述」、「評価結果の概要の記述」、「特記事項についての所見の記述」及び「評価報告書原案の取扱い」から構成されている。

### 評価報告書原案の構成

- (1) 評価チームは、書面調査段階での評価案を訪問調査で得られた知見によって、修正・加筆して、評価報告書原案を作成する。また、評価チームが作成する評価報告書原案の構成は、次のとおりとする。
  - 「対象組織の現況及び特徴」
  - 「教育目的及び目標」
  - 「評価項目ごとの評価結果」
  - 「評価結果の概要」
  - 「特記事項についての所見」
- (2) 「対象組織の現況及び特徴」、「教育目的及び目標」及び「特記事項についての所見（対象組織の記述）」については、原則として各対象組織から提出のあった自己評価書から該当部分を原文のまま転載する。
- (3) 「評価項目ごとの評価結果」、「評価結果の概要」及び「特記事項についての所見」のそれぞれの記述方法は、後記 から による。

### 評価項目ごとの評価結果の記述

- (1) 評価チームは、評価項目ごとの評価結果を、「書面調査」及び「訪問調査」を経て検討・整理した評価案に基づき、各評価項目ごとに2,000字程度（A4判1ページ）で記述する。
- (2) 評価項目ごとの評価結果の記述構成は、次のとおりとする。

評価結果は、「目的及び目標の実現への貢献度の状況」、「目的及び目標に照らした達成度の状況」又は「改善システムの機能の状況」及び「特に優れた点及び改善点等」の2項目で構成する。

「目的及び目標の実現への貢献度の状況」、「目的及び目標に照らした達成度の状況」又は「改善システムの機能の状況」は、第4章の「3 評価項目の要素ごとの評価」の(2)及び(3)に基づき記述するとともに、第4章の「4 評価項目ごとの水準の判断」で導き出された水準を記述する。

「特に優れた点及び改善点等」は、第4章の「5 「特に優れた点及び改善点等」の判断」で特に重要な点と判断した特色ある取組、特に優れた点、改善を要する点、問題点等について、根拠・理由を示しつつ記述する。

## 評価項目ごとの評価結果の記述の構成

評価項目の評価結果の記述は、次の(1)及び(2)で示す「目的及び目標の実現への貢献度の状況」、「目的及び目標に照らした達成度の状況」又は「改善システムの機能の状況」及び「特に優れた点及び改善点等」の2項目で構成する。

### (1)【目的及び目標の実現への貢献度の状況】

「教育の実施体制」、「教育内容面での取組」、「教育方法及び成績評価面での取組」及び「学習に対する支援」の評価項目では、教育活動等が目的及び目標の達成にどの程度貢献しているかについて、観点ごとの評価で得られた分析結果を基に、当該取組の状況と根拠・理由を示す形で、原則として「要素」ごとに記述する。また、当該評価を踏まえて、評価項目全体の水準を「水準を分かりやすく示す記述」に基づき記述する。

### 【目的及び目標に照らした達成度の状況】

「教育の達成状況」の評価項目では、学生が身に付けた学力や育成された資質・能力が目的及び目標に照らしてどの程度達成されているかについて、観点ごとの評価で得られた分析結果を基に、当該成果の状況と根拠・理由を示す形で、原則として「要素」ごとに記述する。また、当該評価を踏まえて、評価項目全体の水準を「水準を分かりやすく示す記述」に基づき記述する。

### 【改善システムの機能の状況】

「教育の質の向上及び改善のためのシステム」の評価項目では、目的及び目標を達成するための取組を向上及び改善するためのシステムがどの程度機能しているかについて、観点ごとの評価で得られた分析結果を基に、当該取組の状況と根拠・理由を示す形で、原則として「要素」ごとに記述する。また、当該評価を踏まえて、評価項目全体の水準を「水準を分かりやすく示す記述」に基づき記述する。

### (2)【特に優れた点及び改善点等】

(1)での評価結果の中から、特色ある取組、特に優れた点、改善を要する点、問題点等を取り上げて、根拠・理由を示しつつ記述する。

## 評価結果の概要の記述

評価チームは、主として前記「評価項目ごとの評価結果の記述」の(2)の 及び を基に、評価結果の概要を2,000字程度(A4判1ページ)で記述する。

## 特記事項についての所見の記述

- (1) 対象組織から提出された「特記事項」(教育活動等の全体を通じた視点からの補足的事項や、今後の改革課題・将来構想等の展望(例えば、法科大学院(仮称)構想への取組等))について、おおむね原文のまま転載する。
- (2) 評価チームは、上記原文と並記する形で第4章の「特記事項についての所見」の(2)で整理した所見を、1,000字程度(A4判半ページ)で記述する。

## 評価報告書原案の取扱い

- (1) 評価チームが作成する評価報告書原案は、専門委員会の審議を経て評価報告書原案として確定され、大学評価委員会に提出される。
- (2) 最終的な評価報告書は、「大学評価・学位授与機構が行う大学評価の概要」、「対象組織の現況及び特徴」、「教育目的及び目標」、「評価項目ごとの評価結果」、「評価結果の概要」、「特記事項についての所見」及び「意見の申立て」によって構成され、対象組織及び設置者へ通知し、社会へ公表する（資料3「評価報告書イメージ」参照）。



資料 1

平成 13 年度着手の評価対象機関・組織一覧  
(分野別教育評価「法学系」)

対 象 機 関 等 名		
東北大学	法学部 法学研究科	法学科 綜合法制専攻 公共法政策専攻 トランスナショナル法政策専攻
東京大学	法学部 法学政治学研究科	第一類（私法コース） 第二類（公法コース） 第三類（政治コース） 公法専攻 民刑事法専攻 基礎法学専攻 政治専攻
新潟大学	法学部 法学研究科	法学科 法政コミュニケーション学科 法学専攻 法政コミュニケーション専攻
金沢大学	法学部 法学研究科	法学科 公共システム学科 法律学専攻 公共システム専攻
神戸大学	法学部 法学研究科	法律学科 経済関係法専攻 公共関係法専攻 政治社会科学専攻
香川大学	法学部 法学研究科	法学科 法律学専攻



## 資料2

### 平成13年度に着手する分野別教育評価「法学系」実施に係るスケジュール

13年度		14年度	
機 構	対 象 組 織	機 構	対 象 組 織
4月	大学評価委員会	4月	(大学における自己評価) 教育目的及び目標に関する事前調査回答期限
5月	大学評価委員会 大学等へ専門委員等推薦依頼	5月	←
6月	⇒	6月	調査結果の大学へのフィードバック ⇒
7月		7月	↓ ← 大学からの書類提出期限
8月	大学評価委員会 専門委員等選考	8月	専門委員会 評価チーム 書面調査
9月	専門委員会設置	9月	↓
10月	評価内容・方法・様式、 自己評価実施要項等 検討	10月	訪問調査
11月		11月	↓ 評価報告書原案作成
12月		12月	↓
1月	大学評価委員会 大学へ自己評価実施要項等通知 ⇒	1月	大学評価委員会 大学へ評価結果通知 ⇒
2月	説明会 ⇒	2月	← 大学からの意見の申立て
3月	(大学における自己評価)	3月	大学評価委員会 評価結果公表 ⇒





資料 3

# 評価報告書イメージ

## (分野別教育評価「法学系」)

**分野別教育評価報告書**  
(法学系)

**大学 部**  
(大学院 学研究科)

大学評価・学位授与機構

組織名

1. 大学評価・学位授与機構が行う大学評価の概要

機構が行う評価について	分野別教育評価について

-1-

組織名

1. 対象組織の現況及び特徴

(1) 現況	(2) 特徴
1) 機関名	.....
.....	.....
2) 学部(研究科)名	.....
.....	.....
3) 所在地	.....
.....	.....
4) 学科(課程)専攻等構成	.....
.....	.....
5) 学生数及び教員数	.....
.....	.....

-2-

組織名

3. 教育目的及び目標

(1) 教育目的

1) .....	.....
.....	.....
2) .....	.....
.....	.....

(2) 教育目標

1) .....	.....
.....	.....
2) .....	.....
.....	.....

-3-

組織名

4. 評価項目ごとの評価結果

(1) 教育の実施体制

目的及び目標の実現 への真摯度の状況	-----
-----	-----
(要素ごとの記述)	-----
-----	(項目全体の水準が分かる 記述)
-----	-----
-----	特筆した点及び善等
-----	-----

-4-

組織名

(2) 教育内容面での取組

目的及び目標の実現 への真摯度の状況	-----
-----	-----
(要素ごとの記述)	-----
-----	(項目全体の水準が分かる 記述)
-----	-----
-----	特筆した点及び善等
-----	-----

-5-

組織名

(3) 教育方法及び実施計画面での取組

目的及び目標の実現 への真摯度の状況	-----
-----	-----
(要素ごとの記述)	-----
-----	(項目全体の水準が分かる 記述)
-----	-----
-----	特筆した点及び善等
-----	-----

-6-

組織名

(4) 教育の達成状況

目的及び目標に照ら した達成度の状況	-----
-----	-----
(要素ごとの記述)	-----
-----	(項目全体の水準が分かる 記述)
-----	-----
-----	特筆した点及び善等
-----	-----

-7-

組織名

(5) 学習に対する支援

目的及び目標の実現 への真摯度の状況	-----
-----	-----
(要素ごとの記述)	-----
-----	(項目全体の水準が分かる 記述)
-----	-----
-----	特筆した点及び善等
-----	-----

-8-

組織名	
(6)教育の質の向上及び改善のためのシステム 改善システムの機能の 状況	----- ----- -----
(要素ごとの記述)	-----
-----	(項目全体の水準が分かる 記述)
-----	-----
-----	特長・点及び改善等
-----	-----
-----	-----
-----	-----

-9-

組織名	
5. 評価結果の概要	
評価項目ごとの評価結果	
(1)教育の実施体制	(4)教育の達成状況
-----	-----
(2)教育内容面での取組	(5)学習に対する支援
-----	-----
(3)教育方法及び評価評 価面での取組	(6)教育の質の向上及び改 善のためのシステム
-----	-----
-----	-----
-----	-----

-10-

組織名	
6. 特記事項についての所見	
対象組織の記述	機関の所見
.....	-----
.....	-----
.....	-----
.....	-----
.....	-----
.....	-----
.....	-----
.....	-----
.....	-----

-11-

組織名	
7. 意見の申立て	
1)申立ての内容	2)申立てへの対応
.....	-----
.....	-----
.....	-----
.....	-----
.....	-----
.....	-----
.....	-----
.....	-----
.....	-----

-12-

注)  は、対象組織から提出された自己評価書等からの転載部分である。

# 大学評価関係法令等

## 〔国立学校設置法（抄）〕

### 第三章の五 大学評価・学位授与機構

#### 第九條の四 大学等（大学及び大学共同利用機関をいう。以下この項において同じ。）の評価及び学位の授与に関し、次に掲げる業務を行う機関として、大学評価・学位授与機構を置く。

- 一 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。
- 二 （略）
- 三 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。
- 四 大学等の教育研究活動等の状況についての評価及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

2 前項第一号の評価の実施の手續その他同号の評価に関し必要な事項は、文部省令で定める。

## 〔国立学校設置法施行規則（抄）〕

### （評価の区分）

第五十二條の二 国立学校設置法第九條の四第一項第一号に規定する評価は、次の各号に掲げる区分により行うものとする。

- 一 大学等（大学及び大学共同利用機関をいう。以下同じ。）の教育研究活動等の状況についての全学的な事項に関する評価（次号及び第三号に掲げるものを除く。）
- 二 大学の各学部及び各研究科における教育活動等の状況についての評価
- 三 大学等の各学部、各研究科、各附属研究所その他の各研究組織における研究活動等の状況についての評価

（評価の実施の手續）  
第五十二條の三 大学評価・学位授与機構は、前条の評価については、大学等の設置者の要請をまつて行うものとする。

（評価の実施の方法）  
第五十二條の四 大学評価・学位授与機構は、大学等が自ら行う評価の結果について分析し、及び大学等における教育研究活動等の状況について調査を行い、これらの結果を踏まえて大学等の評価を行うものとする。

（意見の申立）  
第五十二條の五 大学評価・学位授与機構は、大学等の評価の結果について報告書を作成するに当たっては、あらかじめその内容等について当該大学等に意見の申立の機会を付与するものとする。

（大学等の評価に関する委任）  
第五十二條の六 この省令又は他の法令に別段の定めのあるものを除くほか、国立学校設置法第九條の四第一項第一号に規定する評価に関し必要な事項については、大学評価・学位授与機構の長が定める。

6 大学評価・学位授与機構は、当分の間、私立大学に係る国立学校設置法第九條の四第一項第一号に規定する評価を行わないものとする。

## 〔大学評価・学位授与機構組織運営規則（抄）〕

### （大学評価委員会）

第六條の二 機構長は、大学評価委員会を置く。

2 大学評価委員会は、機構長の定めるところにより、機構長が行う大学等の評価について審議を行う。

3 機構長は、機構長が行う大学等の評価に関し必要な事項を定めるについては、大学評価委員会の議を経てこれを行うものとする。

4 大学評価委員会は、委員三十人以上以内で組織し、委員は、大学の学長及び教員、大学共同利用機関の長及びその職員のうち専ら研究又は教育に従事する者並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験を有する者のうちから、運営委員会の推薦を受けた者について、機構長が評議員会の意見を聴いて任命する。

5 大学評価委員会に、機構長が行う大学等の評価に関し専門の事項を調査するため、専門委員を置くことにし、大学及び大学共同利用機関における教育研究活動等の状況に関し調査するため、評価員を置く。

6 専門委員及び評価員は、大学の教員、大学共同利用機関の職員のうち専ら研究又は教育に従事する者並びに機構の教授その他専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、機構長が運営委員会の意見を聴いて任命する。

7 委員、専門委員及び評価員は非常勤とする。

8 委員、専門委員及び評価員の任期その他大学評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、機構長が運営委員会の意見を聴いて別に定める。

## 〔大学評価・学位授与機構大学評価委員会規程〕

### （目的）

第一條 この規程は、大学評価・学位授与機構組織運営規則（平成三年文部省令第三十八号）第六條の二第八項の規定に基づき、大学評価・学位授与機構の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第二條 委員、専門委員及び評価員の任期は二年とし、それぞれの欠員が生じた場合の補欠の委員、専門委員及び評価員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、二期を限度として、再任することができる。ただし、再任できる委員は、原則として委員総数の半数以下とする。

3 専門委員及び評価員は、原則として再任することはできない。

第三條 大学評価委員会に委員長及び副委員長各一人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、大学評価委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

4 主査は、専門委員の互選により定める。

5 副主査は、主査を補佐し、主査に事故があるときはその職務を代理し、主査が欠けたときはその職務を行う。

第六條 大学評価委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 大学評価委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

3 大学評価委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときには、議長の決するところによる。

4 委員は、自己の關係する大学及び大学共同利用機関に関する議案については、その議事の議決に加わることができない。ただし、会議に出席し、発言することを妨げない。

5 前四項の規定は、専門委員会及び分科会の議事に準用する。この場合において、「委員長」とあるのは、「主査」と、「委員」とあるのは、「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

（雑則）  
第七條 この規程に定めるもののほか、大学評価委員会の運営に関し必要な事項は、大学評価委員会が定める。

附則  
この規程は、平成十二年五月二十二日から施行する。



## 資料 5

### ( 1 ) 大学評価委員会委員名簿

阿 部 謹 也	共立女子大学長
新 井 郁 男	愛知学院大学教授
石 川 隆 俊	大学評価・学位授与機構教授
石 原 多賀子	金沢市教育長
猪 木 武 徳	大阪大学教授
内 田 博 文	九州大学教授
大 塚 榮 子	独立行政法人産業技術総合研究所フェロー
岡 沢 憲 芙	早稲田大学教授
小野田 武	三菱化学(株)顧問
川 口 昭 彦	大学評価・学位授与機構教授
北 城 恪太郎	IBMアジア・パシフィックプレジデント兼日本アイ・ビー・エム(株)代表取締役会長
小 島 操 子	大阪府立看護大学長
小 林 誠	高エネルギー加速器研究機構教授
山本 M. シェルト	日米教育委員会事務局長
島 田 淳 子	昭和女子大学教授
清 水 雅 彦	慶應義塾大学常任理事
鈴 木 昭 憲	秋田県立大学長
舘 昭	大学評価・学位授与機構教授
土 岐 憲 三	京都大学教授
外 村 彰	(株)日立製作所フェロー
永 井 多恵子	世田谷文化生活情報センター館長
中 島 尚 正	放送大学教授
西 野 瑞 穂	徳島大学教授
蓮 見 音 彦	和洋女子大学教授
ハンス・ユーゲン・マルクス	南山大学長
丸 山 利 輔	石川県農業短期大学長
山野井 昭 雄	味の素(株)技術特別顧問
山 内 久 明	日本女子大学教授
吉 田 泰 輔	国立音楽大学理事長
渡 辺 孝	(財)理工学振興会理事

は委員長, は副委員長

## (2) 法学系教育評価専門委員会委員名簿

青山	善充	成蹊大学教授
浅倉	むつ子	東京都立大学教授
厚谷	襄児	帝京大学教授
天野	佳洋	住友信託銀行(株)法務部長
伊中	義明	朝日新聞論説委員
岩村	正彦	東京大学教授
内田	博文	九州大学教授
遠藤	直哉	弁護士
大嶽	秀夫	京都大学教授
加藤	修	慶應義塾大学教授
桐村	晋次	古河電気工業(株)顧問
栗林	忠男	慶應義塾大学教授
小山	貞夫	関東学園大学教授
曾根	威彦	早稲田大学教授
高見	勝利	北海道大学教授
所	一彦	東亜大学教授
西谷	剛	横浜国立大学教授
深田	三徳	同志社大学教授
松岡	博	大阪大学教授
松村	良之	北海道大学教授
三井	誠	神戸大学教授
宮廻	美明	住友商事(株)理事法務グループ長
森田	衛	国家公務員共済組合連合会専務理事
安永	正昭	神戸大学教授
藪野	祐三	九州大学教授
山本	恒夫	大学評価・学位授与機構教授
山本	吉宣	東京大学教授
横田	洋三	中央大学教授
吉田	善明	明治大学教授

は主査， は副主査